

# 国民年金保険料 保険料免除・若年者納付猶予制度

経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方には、申請手続きによって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

## ■保険料免除制度（全額免除・一部免除）

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請により、保険料の納付が全額または一部免除されます。なお、一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。承認期間は、原則として毎年7月から翌年6月までの1年間ごとです。

◆所得の基準 前年所得が、次の基準額以下であることが条件です。

全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	} 扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額など
3/4免除	78万円+	
半額免除	118万円+	
1/4免除	158万円+	

◆免除期間の年金額は、保険料を全額納付した場合と比較して、次の通りです。

※一部免除の場合は、一部納付が必要です。

全額免除	全額を納めた場合の1/3 (1/2)	} ※注
3/4免除	全額を納めた場合の1/2 (5/8)	
半額免除	全額を納めた場合の2/3 (6/8)	
1/4免除	全額を納めた場合の5/6 (7/8)	

(※注) 保険料の免除にかかる国庫負担割合が、平成21年度分から2分の1に引き上げられるよう、法律案が現在国会に提出されています。( )の数字は、2分の1に引き上げられた場合の年金額です。

## ■若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定

額以下の場合、申請により、保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として毎年7月から翌年6月までの1年間ごとです。

◆所得の基準 前年所得が、(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 以下であることが条件です。

※納付猶予の期間は、年金を受給するために必要な期間に算入されますが、年金額の計算には反映されません。

※学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

## ■保険料の追納

申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間について、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。ただし、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納める場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの納付をお勧めします。

## ■申請の手続き

7月1日(水)から、市民課保険年金係または多治見社会保険事務所まで平成21年度分(平成21年7月から翌年6月)を受け付けます。

※失業、事業の廃止、天災などに遭われた方、障がい者、寡婦の方はその旨を申し出てください。

### ◆持ち物

- ▷年金手帳 ▷印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ▷退職を理由に申請する場合は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など ▷前年所得の状況を明らかにすることができる書類(平成21年度市県民税が土岐市で課税されている方は不要)

詳しくは、市民課保険年金係(内線137・138)または多治見社会保険事務所(☎220255)へどうぞ。

市民プール  
7月20日(月・祝)  
オープン!



肥田浅野笠神町にある市民プールは、50mの競泳用プールをはじめ、流水プール、造波プール、幼児用プールなどがあり、子どもから大人まで楽しめるプールです。

### ◆開設期間

7月20日(月・祝)～8月31日(月)  
(最終日は、午前中で終了)

### ◆利用時間

・午前の部 10時～12時30分  
・午後の部 1時30分～4時

### ◆入場料など

・中学生以下 100円  
・高校・大学生 200円  
・大人 300円  
・ロッカー使用料 50円

### ◆注意事項

感染症の患者、酒気を帯びた方、健康状態の悪い方、成人が同伴しない幼児、おむつをはいている幼児、水着を着用していない人は入場できません(幼児の同伴者も水着が必要)です。

詳しくは、スポーツ振興課(内線276)へどうぞ。